

参照条文

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（退職金）

第十条 機構は、被共済者が退職したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。

2 退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二十三月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額を下回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額（退職が死亡による場合にあつては、被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額）

二 二十四月以上四十二月以下 被共済者に係る納付された掛金の総額に相当する額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

三 四十三月以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
イ 被共済者に係る納付された掛金の総額を上回る額として、掛金月額及び掛金納付月数に応じ政令で定める額

ロ 計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十二月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び第四項において同じ。）に被共済者が退職したものとみなしてイの規定を適用した場合に得られる額（第四項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

3 (略)

4 第二項第三号ロの支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

5 (略)

(退職金の分割支給等)

第十二条 機構は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 退職金の額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
- 二 被共済者が退職した日において六十歳未満であるとき。
- 三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次項に規定する分割払対象額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
- 2 被共済者が退職金の一部について分割払の方法により支給を受けようとする場合における前項の請求は、当該分割払の方法により支給を受けようとする退職金の一部の額(以下この条において「分割払対象額」という。)を定めてしなければならない。
- 3 分割払の方法による退職金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。
- 4 分割払の方法による退職金の支給の期間(次項において「分割支給期間」という。)は、被共済者の選択により、第一項の請求後の最初の支給期月から五年間又は十年間のいずれかとする。
- 5 支給期月ごとの退職金(次条において「分割退職金」という。)の額は、退職金の額(退職金の一部について分割払の方法により支給する場合にあつては、分割払対象額)に、分割支給期間に応じ政令で定める率(次条第二項において「分割支給率」という。)を乗じて得た額とする。
- 6 第一項の規定に基づき退職金の一部を分割払の方法により支給することとした場合においては、当該退職金の全額から分割払対象額を減じた額を一時金として支給する。

第十三条 機構は、退職金の全部又は一部を分割払の方法により

支給することとした場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までに支給期月の到来していない分割退職金の額の現価に相当する額(以下この条において「現価相当額」という。)の合計額を一括して支給するものとする。

- 一 被共済者が死亡したとき。 相続人
- 二 被共済者に重度の障害その他の厚生労働省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が機構に対し現価相当額の合計額を一括して支給することを請求したとき。 その者
- 2 現価相当額は、分割退職金の額を当該額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として厚生労働大臣が定める利率による複利現価法によつて前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割退職金に係る支給期月までの期間に應じて割り引いた額とする。

(解約手当金等)

第十六条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。

2 第八条第二項第三号の規定により退職金共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は、支給しない。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第十条第一項ただし書の規定は解約手当金について、同条第二項の規定は解約手当金の額について準用する。

4 機構は、第二項ただし書の規定により解約手当金を支給する場合又はその掛金につき第二十三条第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

第十七条 第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が

解除された際に、当該解除された退職金共済契約の共済契約者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者について確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）を実施する旨の申出をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定企業年金制度等を実施した旨の申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、同法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

2 機構は、前項後段の場合において、同項後段の規定により引き渡す金額が同項の被共済者に係る解約手当金に相当する額に満たないときは、その差額については、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、当該被共済者に解約手当金として支給するものとする。

3 機構は、第一項の場合において、同項前段の規定による申出に係る被共済者について次に掲げる事由が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該被共済者に解約手当金を支給する。

一 特定企業年金制度等が実施される前に退職又は死亡したとき。

二 第一項後段の規定による申出がなかつたとき。

三 前二号に掲げるときのほか、厚生労働省令で定める事由が生じたとき。

(過去勤務期間の通算の申出等)

第二十七条 退職金共済契約の申込みを行おうとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く)は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員の過去勤務期間(当該申込みを行おうとする者に雇い入れられた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三条第三項各号に掲げる者であった期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間(その期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。以下同じ。)の月数(その月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に通算することを希望する旨の申出をすることができる。

2 前項の申出は、退職金共済契約の申込みが行われることにより同時に退職金共済契約の被共済者となるべきすべての者についてしなければならない。

3 第一項の申出は、第二十九条第一項第一号の規定による退職金の額の算定の基礎となる過去勤務期間に係る掛金月額(以下「過去勤務通算月額」という。)を定めて、しなければならない。

4 過去勤務通算月額は、掛金月額の推移等を考慮し、第四条第三項に規定する区分に準じて厚生労働省令で定める額(五千円(短時間労働被共済者にあつては、一千円)以上の額とする。)のうちから、当該被共済者に係る退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を超えない範囲において定めなければならない。

5 第三項の規定により定められた過去勤務通算月額は、機構が当該被共済者に係る退職金共済契約の申込みを承諾した後は、変更することができない。

(過去勤務掛金の納付)

第二十八条 前条第一項の申出をした共済契約者は、当該申出に係る被共済者について、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年(過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数)を経過する月(その月前に被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月)までの掛金が納付されている各月につき、過去勤務通算月額に過去勤務期間の年数に応じ政令で定める率に次条第一項第一号の規定による退職金の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して厚生労働大臣の定める率を加えて得た率を乗じて得た額の毎月の過去勤務掛金を翌月末日(退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分の過去勤務掛金にあつては、翌々月末日)までに納付しなければならない。

2(略)

(退職金相当額の受入れ等)

第三十条 機構は、退職金共済事業を行う団体であつて厚生労働省令で定めるものとの間で、当該団体が行う退職金共済に関する制度に基づきその退職につき退職金の支給を受けることができる者(当該退職をした者に限る。)が申し出たときはその者に係る退職金に相当する額を当該団体から機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結している場合において、当該退職をした者が退職後厚生労働省令で定める期間内に、当該退職金を請求しないで退職金共済契約の被共済者となり、かつ、厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、当該団体との契約で定めるところによつて当該団体から引き渡される当該退職金に相当する額を受け入れるものとする。

2 機構が前項の受入れをした場合において、同項の退職金共済契約の被共済者となつた者が退職したときは、次に定めるところにより、退職金を支給する。

一 第十条第一項ただし書の規定は、適用しない。

二 退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイ又はロに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イ又はロに定める額とする。

イ 十一月以下 当該受入れをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該受入れに係る金額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該受入れに係る金額。ロにおいて「計算後受入金額」という。)

ロ 十二月以上 第十条第二項の規定により算定した額に計算後受入金額を加算した額

3、
4 (略)

○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）（抄）

（適格退職年金契約に係る資産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換）

附則第二十八条 中小企業退職金共済法第二条第一項に規定する中小企業者（以下この条において単に「中小企業者」という。）であつて、新法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約を締結しているものが、平成二十四年三月三十一日までの間に、その雇用する従業員を被共済者として中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約（以下この条において単に「退職金共済契約」という。）を締結した場合において、当該適格退職年金契約の相手方が、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下この条において「機構」という。）との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について、当該適格退職年金契約に係る被共済者持分額（当該適格退職年金契約に係る信託財産の価額、保険料積立金に相当する金額又は共済掛金積立金に相当する金額であつて中小企業者が負担した部分の金額のうち、当該被共済者の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。）の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結したときは、当該機構との契約で定めるところによつて当該金額（以下この条において「引渡金額」という。）を機構に引き渡すものとする。

2 引渡金額のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が適格退職年金契約に係る移行適格退職年金受益者等であつた期間の月数を超えること

がでない。

3 引渡金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該引渡しをした日の属する月の翌月から当該被共済者となつた者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該引渡しをした日の属する月に当該被共済者となつた者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。）

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4、5 （略）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)(抄)

(解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付)

附則第三十六条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金(当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。)は、規約で定めるところにより、その設立事業所の事業主(当該事業主が中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第二条第一項に規定する中小企業者である場合に限る。以下この条において同じ。)がその雇用する解散基金加入員(解散した厚生年金基金がその解散した日において老齢年金給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。)を中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者として同条第三項に規定する退職金共済契約(以下この条において単に「退職金共済契約」という。)を締結した場合に

は、附則第三十四条第四項の規定により当該退職金共済契約の被共済者となった解散基金加入員に分配すべき残余財産(以下この条において「残余財産」という。)のうち被共済者持分額(当該残余財産のうち、当該被共済者となった解散基金加入員の持分として厚生労働省令で定める方法により算定した額をいう。)の範囲内の額の交付を独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この条において「機構」という。)に申し出ることができ、この場合において、同項中「残余財産」とあるのは、「残余財産(附則第三十六条第一項の規定による申出に従い交付されたものを除く。)」とする。

2 機構が前項の規定による申出に従い残余財産のうち被共済者持分額の範囲内の額の交付を受けた場合において、当該交付された額(以下この条において「交付額」という。)のうち、当該退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事

情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数(掛金の納付があった月数をいう。次項において同じ。)に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者が存続厚生年金基金の加入員であった期間の月数を超えることができ、ない。

3 交付額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する当該退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、中小企業退職金共済法第十条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該交付のあった日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該交付のあった日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 中小企業退職金共済法第十条第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 5 6 (略)

7 第一項の規定は、施行日以後に解散した存続厚生年金基金の設立事業所の事業主がその雇用する解散基金加入員を被共済者とする退職金共済契約を当該解散する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、同項中「被共済者となった」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

8 前項において準用する第一項の規定による申出に従い交付額が機構に交付された退職金共済契約の被共済者が退職したとき

における退職金の額は、中小企業退職金共済法の規定にかかわらず、同項の規定による交付額の交付がなかったものとみなして同法の規定により算定した退職金額に、当該交付のあった日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該交付額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額（当該交付のあった日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該交付額）を加算した額とする。

9、
10
(略)

○中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）

（抄）

（退職金を分割払の方法により支給する場合の分割支給率）

第二条 法第十二条第五項の政令で定める率は、次の各号に掲げる分割支給期間の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 五年 千分の五十一に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率
- 二 十年 千分の二十六に厚生労働大臣の定める率を加えて得た率

（過去勤務掛金の額の算定に係る率）
 第四条 法第二十八条第一項の政令で定める率は、過去勤務期間の年数に応じ別表第三の下欄に定める率とする。

別表第三（第四条関係）

年数	率
一年	一・〇一
二年	一・〇二
三年	一・〇三
四年	一・〇四
五年	一・〇五
六年	一・二七
七年	一・四九
八年	一・七一
九年	一・九三
一〇年	二・一六

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十四年政令第二百九十二号）（抄）

（第二条被共済者に係る退職金に関する経過措置）

第二条 施行日前退職金共済契約（平成十四年改正法附則第二条に規定する施行日前退職金共済契約をいう。以下同じ。）の被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者（以下「第二条被共済者」という。）が施行日以後に退職した場合における退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（第一号及び第二号 略）

三 四十三日以上 次のイ及びロに定める額を合算して得た額
イ（略）

ロ 平成八年四月前の期間に係る掛金として旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった旧法契約の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額とし、それ以外の第二条被共済者にあつては、次の(1)に定める額に(2)に定める額を加算した額

(1) 退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月（平成十五年四月以後の計算月に限る。）までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に同じイ(1)又は(2)に定める額を合算して得た額（以下「特定仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度に係る第七条第二項の規定により定められる支給率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一元に切り上げるものとする。）を合算して得た額
（以下 略）

（支給率に関する経過措置）

第七条 平成十五年以後の各年度に係る新法第十条第二項第三号ロの支給率は、当該各年度の支給率を定める際に当該各年度に特定仮定退職金額又は通算二年法契約特定仮定退職金額を算定することとなる被共済者（次項において「経過措置被共済者」という。）がいる場合には、新法第十条第四項の規定にかかわらず、次項の規定により定めるものとする。

2 平成十五年以後の各年度に係る第二条第一項第三号ロ(1)及び新法第十条第二項第三号ロ（以下この項において「支給率に関する規定」という。）の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を、新法第十条第二項の規定を適用して退職金の額を算定する被共済者及び経過措置被共済者のうち、当該年度に計算月を有することとなる者の同項第三号ロに規定する仮定退職金額、特定仮定退職金額及び通算二年法契約特定仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(退職金相当額の受入れ等に関する経過措置)

第十条 新法第二十一条の五の規定は、施行日以後退職金共済契約について適用し、施行日前退職金共済契約については、なお従前の例による。

○中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）（抄）

(法第十条第四項の算定した額)

第十七条 法第十条第四項の当該年度の前年度の運用収入のうち同条第二項第三号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第五百二十二号）第十二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

○中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第四百一十一号）（抄）

附 則

（経過措置政令第七条第二項の算定した額）

第八条 経過措置政令第七条第二項の当該年度の前年度の運用収入のうち支給率に関する規定に定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額は、当該年度の前年度の勤労者退職金共済機構の財務及び会計に関する省令（昭和三十四年労働省令第十八号）第二条第二項の一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の二分の一とする。

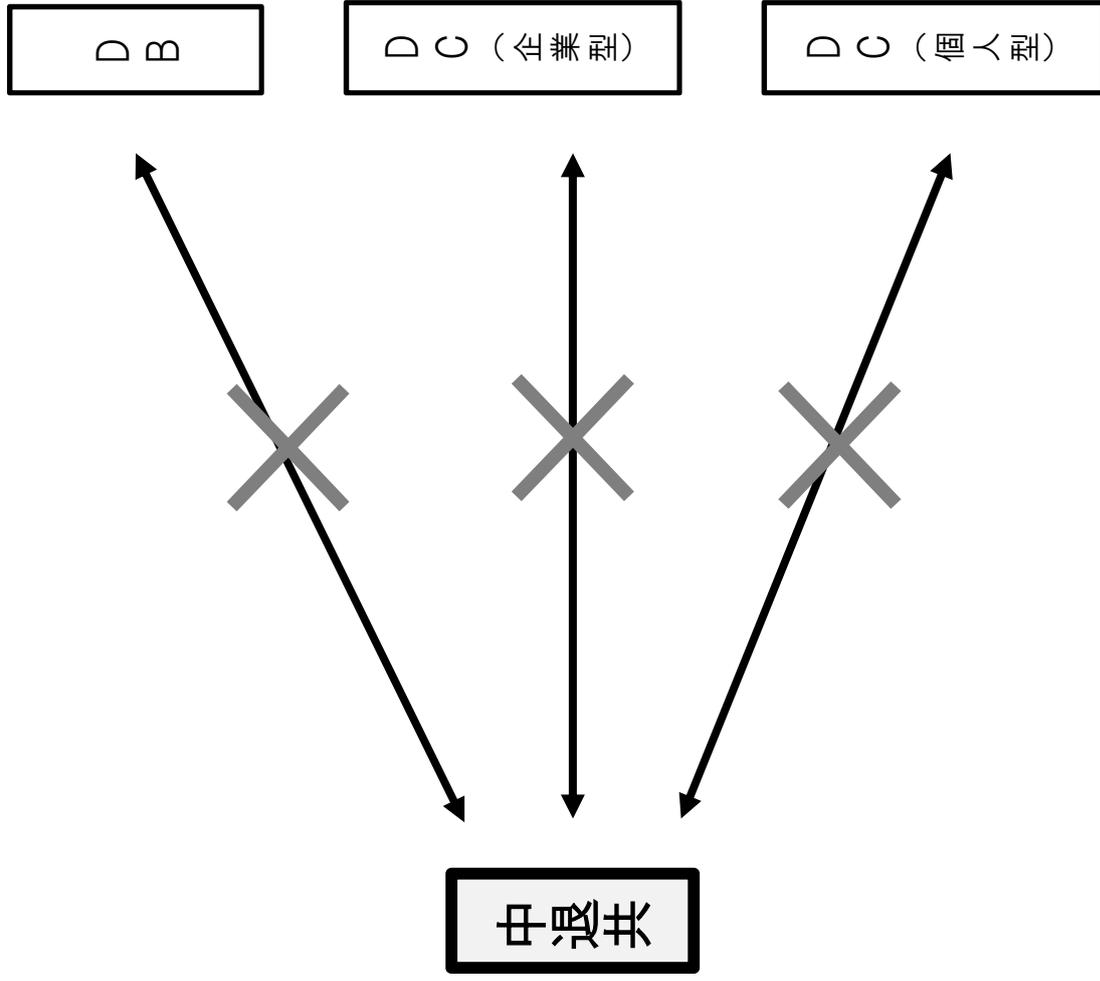
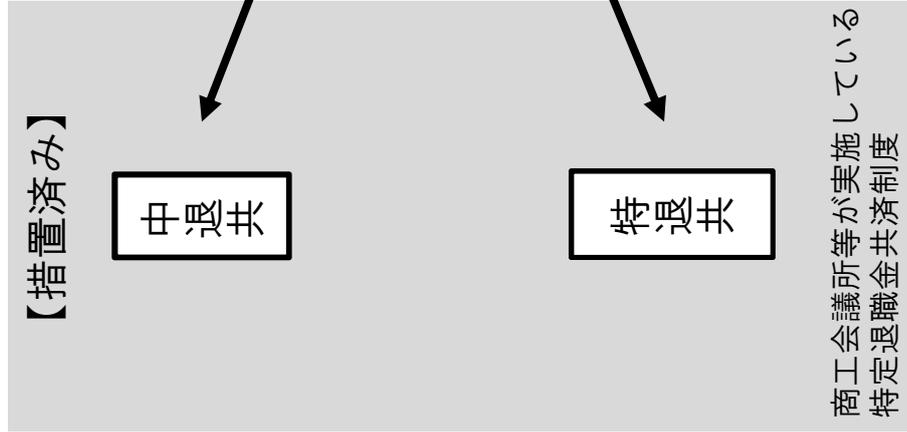
中小企業退職金共済制度と企業年金制度との ポータビリティの拡充について

平成26年12月16日
厚生労働省労働基準局

中退共と企業年金制度のポータビリティの現況

- 制度間のポータビリティは、個人単位の資産移換と事業主単位の資産移換に分類。
- 中退共の個人単位のポータビリティは、中退共の事業所間及び特退共との間で措置されているが、企業年金（DBやDC）との間では措置されていない。

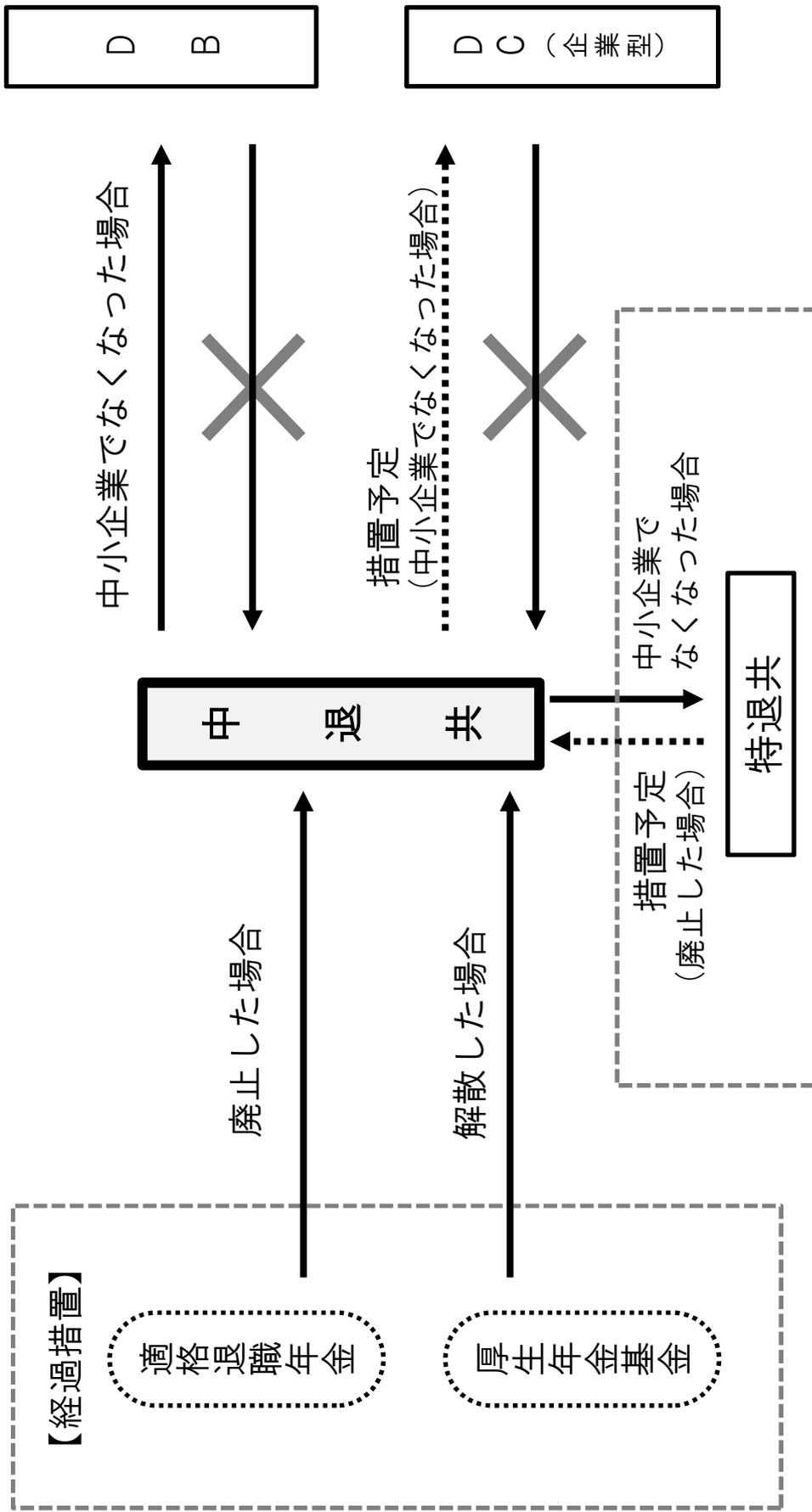
【個人単位のポータビリティ】



中退共と企業年金制度のポータビリティの現況（続き）

- 事業主単位のポータビリティのうち、中退共から他制度への資産移換は、事業再編等の理由により企業規模が拡大し、中小企業でなくなったことを理由として中退共の退職金共済契約が解除された後に企業年金等を実施した場合に措置。
- 他制度から中退共への資産移換は、原則廃止されることとなった制度等について措置。

【事業主単位のポータビリティ】



【事業主単位のポータビリティに関する主なご意見】

- 独法改革の一環で中退共からDCへ資産移換ができるようになるのは良いが、中小企業でなくなった場合にしか認められず、例えば企業買収の時、グループ企業となった中小企業が中退共に加入していた場合、中退共以外の制度と合わせようとしても中小企業のままでは資産移換ができない。(使用者代表委員)
- 選択肢の拡大は良いが、中退共は中小企業の労働者の退職金をみんなで助け合いながら作っていくもの。例えばDCに移換するのは、本来の趣旨とちよつと外れるのではないか。また、一般的にDCに移行する場合、労使でかなり検討を行っているが、そういう場が果たしてできるのか。従業員100人以下の企業における労働組合の組織率は1%であり、労働者の意見がどのような形で反映されるのか危惧している。(労働者代表委員)
- 事業再編により制度の行き場がなくなってしまうような場合はポータビリティを措置すべき。(公益代表委員)

【個人単位のポータビリティに関する主なご意見】

- 労働市場の流動性が増していく中で、今後ポータビリティ制度が必要になるということは反対するものではないが、中退共は、将来の年金であると同時に、退職金としての意味合いが強い。退職金と企業年金では制度構築が異なる中で、ポータビリティが増せば良いのか、じっくり検討する必要がある。(公益代表委員)
- 労働市場の流動性は、被用者間だけの問題ではない。自営業者と被用者の移動もある。中退部会や企業年金部会での議題ではないかもしれないが、中小企業庁が所管している小規模企業共済も視野に入れて、全体で制度の整合性を考えていかなければ流動性への対応という意味では十分ではない。(公益代表委員)
- 労働者の老後の生活のための資産形成を促進していくという意味では、退職後の受け皿がないということは資産形成においてマイナスになるという観点からすると、企業年金のほか、場合によっては退職手当制度や財形年金貯蓄のような制度も含めてポータビリティを促進すべき。(公益代表委員)
- 他方、資産移換が日常的に行われればポータビリティを通じて関連する制度が一括りにされる可能性があることから、それぞれの制度設計や税制の違いを十分に踏まえながら検討を進めていくべき。(公益代表委員)

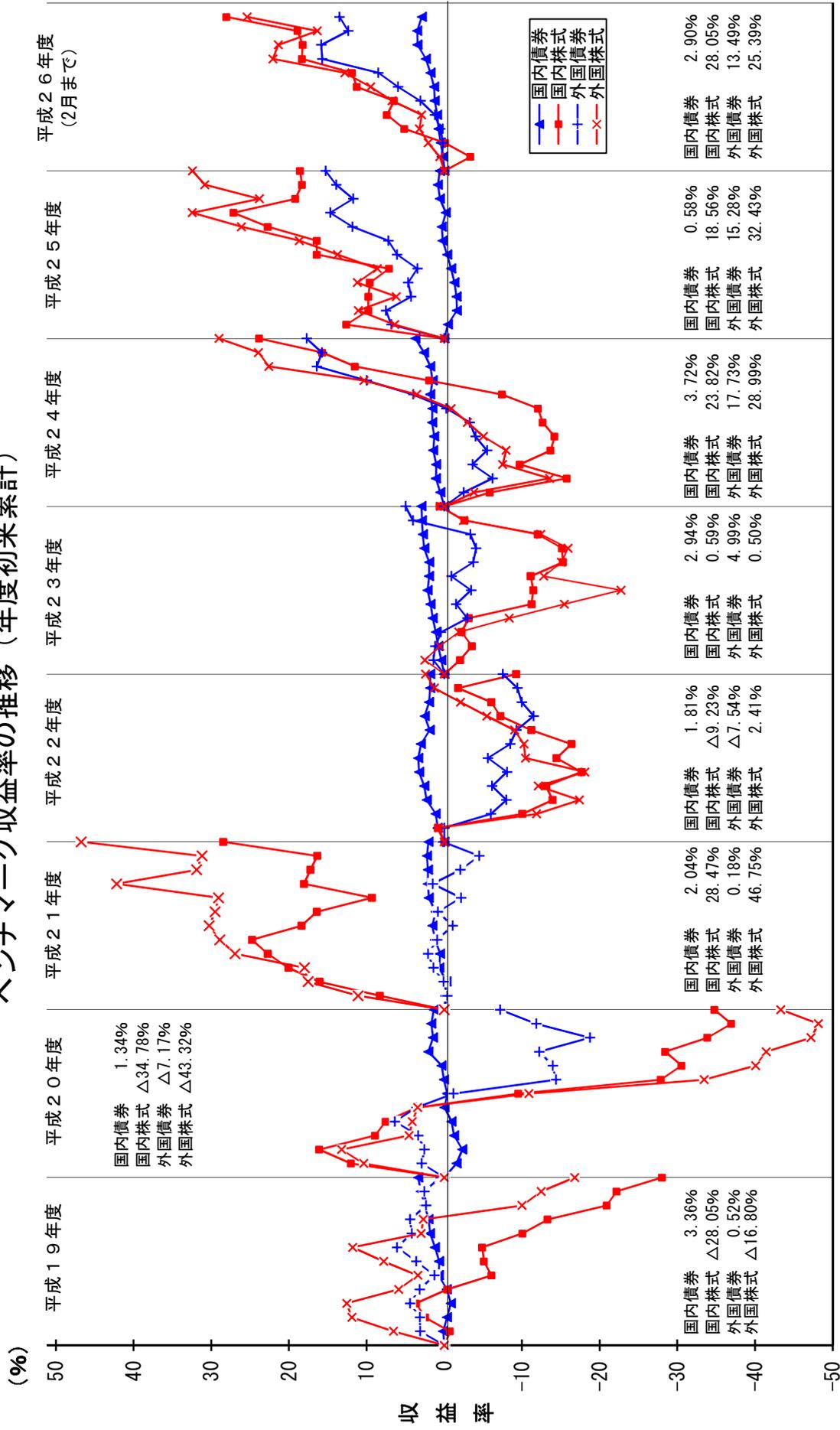
- 労働者の就労形態の多様化や、会社合併等の事業再編の活発化といった最近の労働市場や企業活動の状況を踏まえると、職業生活の引退時等にまとまった退職金・企業年金を受け取ることができるよう、ポータビリティについて制度利用者の選択肢を拡大していくことは望ましい。
- 退職金制度と企業年金制度はそれぞれ異なる趣旨・目的の下で設立され、その制度固有の考え方に基つき税制上の優遇措置が講じられていることから、制度間のポータビリティを拡充するにあたっては、各制度の果たすべき社会的役割を十分に踏まえたと上で、全体として整合性のある形となるように制度の在り方を検討していく必要がある。
- 現行制度の枠組みを変えずに、ポータビリティを拡充していくことができないうか、検討してはどうか。
- ※ 例えば、前回の部会でご意見のあった、会社合併により1つの企業に複数の退職金・企業年金制度が並立し、資産移換できない場合のポータビリティについてどう考えるか。

主な経済指標

年度・月末	日経平均 (円)	10年国債※ (年%)	円/ドル (円)	円/ユーロ (円)	ベンチマークで用いている指標			
					NOMURA-BPI 総合	TOPIX	シティグループ 世界国債インデックス	MSCI-KOKUSAI
H13.3	13,000	1.275	126.20	110.72	283.83	1,407.73	202.86	1,110.31
H14.3	11,025	1.400	132.74	115.68	286.52	1,179.41	219.98	1,154.10
H15.3	7,973	0.700	117.93	128.85	298.74	886.77	254.02	780.70
H16.3	11,715	1.435	104.26	128.41	293.53	1,340.15	254.41	973.52
H17.3	11,669	1.320	107.09	138.84	299.67	1,359.22	283.20	1,126.39
H18.3	17,060	1.770	117.66	142.56	295.48	2,009.57	305.09	1,447.61
H19.3	17,288	1.650	117.78	157.30	301.89	2,015.42	336.32	1,706.06
H20.3	12,526	1.275	99.90	157.55	312.05	1,450.00	338.08	1,419.47
H21.3	8,110	1.340	98.81	130.88	316.24	945.72	313.82	804.54
H22.3	11,090	1.395	93.46	126.27	322.69	1,214.95	314.39	1,180.68
H23.3	9,755	1.255	83.15	117.77	328.52	1,102.75	290.67	1,209.12
H24.3	10,084	0.985	82.79	110.47	338.18	1,109.28	305.17	1,215.12
H25.4	13,861	0.600	97.41	128.25	349.14	1,546.69	383.82	1,667.42
5	13,775	0.860	100.46	130.55	345.06	1,507.80	386.24	1,740.99
6	13,677	0.855	99.12	128.94	345.26	1,507.70	374.62	1,664.24
7	13,668	0.795	97.86	130.15	346.18	1,504.94	376.01	1,742.97
8	13,389	0.720	98.15	129.75	347.68	1,471.25	371.73	1,702.56
9	14,456	0.680	98.21	132.82	349.46	1,598.95	381.13	1,782.95
10	14,328	0.590	98.35	133.58	351.53	1,599.21	385.18	1,859.96
11	15,662	0.600	102.41	139.16	351.85	1,685.49	401.78	1,976.64
12	16,291	0.740	105.30	144.73	350.09	1,746.17	412.03	2,075.88
H26.1	14,915	0.620	102.03	137.59	352.78	1,636.79	401.46	1,940.44
2	14,841	0.580	101.80	140.50	353.61	1,625.22	409.32	2,050.54
3	14,828	0.640	103.19	142.09	352.80	1,628.52	414.20	2,075.72
4	14,304	0.615	102.24	141.77	353.31	1,573.78	415.51	2,087.77
5	14,632	0.570	101.78	138.73	354.39	1,626.62	414.82	2,118.83
6	15,162	0.560	101.30	138.69	355.41	1,712.30	416.40	2,142.07
7	15,621	0.530	102.79	137.62	356.01	1,748.81	419.26	2,135.99
8	15,425	0.490	104.05	136.64	357.15	1,733.76	427.00	2,215.04
9	16,174	0.520	109.64	138.49	357.41	1,811.98	438.88	2,272.14
10	16,414	0.455	112.30	140.64	359.08	1,822.08	449.38	2,341.76
11	17,460	0.415	118.61	147.67	361.19	1,926.93	479.31	2,533.88
12	17,451	0.320	119.68	144.78	364.96	1,925.54	479.78	2,519.16
H27.1	17,674	0.280	117.44	132.54	365.07	1,935.98	465.44	2,415.12
2	18,798	0.330	119.51	133.77	363.04	2,085.33	470.09	2,602.74

※ 「10年国債」に関しては、日本銀行「金融経済統計月報」より「長期国債(10年)新発債流通利回」を掲載。

ベンチマーク収益率の推移（年度初来累計）



(注) 使用しているベンチマークは以下のとおり。

国内債券：NOMURA-BPI総合

国内株式：TOPIX（配当込み）

外国債券：シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円貨換算、ヘッジなし）

外国株式：MSCI-KOKUSA I（円貨換算、配当込み、グロス）

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を評価する際に、相対比較の対象となる基準指標のことであり、市場の動きを代表する指数を使用している。

【国内債券】

ONOMURA-BPI 総合

野村証券金融経済研究所が作成・発表している国内債券市場のベンチマーク。国内債券のベンチマークとしては代表的なものである。

【国内株式】

OTOPIX (配当込み)

東証一部上場全銘柄の株価を株式数で加重平均して算出したもの。国内株式市場の代表的なベンチマークである。

【外国債券】

○シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円貨換算、ヘッジなし)

日興シティグループ証券株式会社が作成・発表している世界国債のベンチマーク。時価総額につき一定基準を満たす国の国債について、投資収益率を指数化したもの。国際債券投資の代表的なベンチマークのひとつである。

【外国株式】

OMSCI-KOKUSAI (円貨換算、配当込み、グロス)

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社が作成・発表している日本を除く先進国で構成された世界株指数。対象国の包括性、切り口の多様性等の点で国際株式投資のベンチマークとしては代表的な存在である。

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示について

1. 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

退職金を分割して支給する場合は、退職金を支給する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に厚生労働大臣の定める率を加えたものを乗じて得た額を支給することとしており、本告示で当該率を定めるもの。 [0]

2. 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

退職金を分割して支給する場合において、被共済者の死亡等の事由が発生したときは、残余の期間に応じて厚生労働大臣が定める利率を割り引いた上で、残余の額を一括して支給することとしており、本告示で1の率を基に当該利率を定めるもの。 [1%]

3. 中小企業退職金共済法第28条第1項の厚生労働大臣の定める率を定める件

過去勤務期間の通算の申出を行った共済契約者が納付する過去勤務掛金には、当該通算する期間における予定運用利回り（年1%）から算定された率に付加退職金相当額として厚生労働大臣が定める率を加算した率を乗じることとしており、本告示で当該率を定めるもの。 [過去勤務期間に応じて0.00~0.08]

4. 中小企業退職金共済法第30条第2項第2号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

特定退職金共済から中退共へ資産を移換した場合、当該資産に対し予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの（ただし、過去の経過措置適用者は除く）。 [1.99%]

5. 確定給付企業年金法附則第28条第3項第1号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

適格退職年金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [1.99%]

6. 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第36条第3項第1号及び第8項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

解散する厚生年金基金から中退共へ資産を移換した場合、掛金納付月数へ通算するとともに、掛金納付月数へ通算されなかった残余の額については、予定運用利回り（年1%）に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率を乗じて得た額を退職金として支給することとしており、本告示で当該利率を定めるもの。 [1.99%]

付加退職金の支給に関する告示の制定に伴う関連告示

- 1 中小企業退職金共済法施行令第2条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法施行令（昭和39年政令第188号）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、平成26年4月1日前に退職した被共済者であって平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成26年4月1日以後平成27年4月1日前に退職した被共済者であって平成27年8月1日から平成28年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成27年4月1日以後平成28年4月1日前に退職した被共済者であって平成28年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第1号及び第2号の厚生労働大臣の定める率は、0とする。

- 2 中小企業退職金共済法第13条第2項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第13条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日前に退職した被共済者であって平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成26年4月1日以後平成27年4月1日前に退職した被共済者であって平成27年8月1日から平成28年3月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成27年4月1日以後平成28年4月1日前に退職した被共済者であって平成28年7月31日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年1パーセントとする。

3 中小企業退職金共済法第 28 条第 1 項の厚生労働大臣の定める率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に効力が生じた退職金共済契約及び同年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に効力が生じた退職金共済契約に係る同項の厚生労働大臣の定める率は、次の表の上欄に掲げる過去勤務期間の年数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

過去勤務期間の年数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
率	平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.03	0.04	0.04	0.05	0.06	0.07	0.07	0.08
	平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に退職金共済契約の効力が生じた場合	0.00	0.00	0.00	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.07

4 中小企業退職金共済法第 30 条第 2 項第 2 号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第 30 条第 2 項第 2 号イの規定に基づき、平成 27 年度に係る同号イの厚生労働大臣が定める利率は、年 1.99 パーセントとする。ただし、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成 14 年政令第 292 号）第 10 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における厚生労働大臣の定める利率は、年 0 パーセントとする。

5 確定給付企業年金法附則第 28 条第 3 項第 1 号の厚生労働大臣が定める利率を定める件

確定給付企業年金法（平成 13 年法律第 50 号）附則第 28 条第 3 項第 1 号の規定に基づき、平成 27 年度に係る同号の厚生労働大臣が定める利率は、年 1.99 パーセントとする。

6 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率を定める件

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）附則第 36 条第 3 項第 1 号及び第 8 項の規定に基づき、平成 27 年度に係る同条第 3 項第 1 号及び第 8 項の厚生労働大臣が定める利率は、年 1.99 パーセントとする。